

議案第4号

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則の施行に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する規定を整備するため必要があるからである。

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

愛西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年愛西市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。